

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年1月26日
【会社名】	ダイトーケミックス株式会社
【英訳名】	Daito Chemix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 管理部担当 永松 真一
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修一
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 南 修一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年12月28日に提出いたしました臨時報告書および平成28年1月6日に提出いたしました臨時報告書の訂正報告書のうち、一部に確定した事項および訂正すべき事項がありますので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

3【訂正内容】

訂正箇所は___を付して表示しております。

2 報告内容

(訂正前)

(6) 当社の対応および損益に与える影響

本件訴訟の決定が当社の業績へ与える影響等につきましては、現在確認中であります。なお、上記船舶火災に関連して、平成26年9月12日に被告商社より当社に対し損害賠償請求の訴訟が提起されております。

今後、当該裁判を通じて、本件船舶火災に関する事実関係および法律関係を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争に関する法的な立場を明らかにし、損害賠償支払金額に対する最終的な責任金額を明確にしていきたいと考えております。

(訂正後)

(6) 当社の対応および損益に与える影響

本件訴訟の決定が当社の業績へ与える影響等につきましては、平成28年3月期第3四半期決算において、連結および個別で17億54百万円を特別損失として計上いたしました。なお、上記船舶火災に関連して、当社の支払分につき、商社に対して求償金請求訴訟を提起する予定です。

今後、当該裁判を通じて、本件船舶火災に関する商社との責任割合を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争に関する法的な立場を明らかにし、損害賠償支払金額に対する最終的な責任金額を明確にしていきたいと考えております。

以 上